

平成25年8月6日
海事局船員政策課

我が国による「二千六年の海上の労働に関する条約」の批准について

1. 8月5日（月）（現地時間同日）、日本政府は、スイスのジュネーブにおいて、「二千六年の海上の労働に関する条約」の批准書を国際労働機関（ILO）事務局長に寄託しました。

この条約は、船員の労働に関する各分野（賃金及び年齢等に関する最低条件、雇用、船内設備、健康、医療、厚生、社会保障等）の既存の国際労働基準を整理し、明確化するとともに、その実効性を高めるために寄港国による検査（ポートステートコントロール）等の措置について定めたものです。

2. 主要海運国の一つである我が国がこの条約を批准することは、国際海運分野における平等な競争条件を確保しつつ、船員の労働環境の改善に資するとの見地から有意義なものであり、一定の労働環境を保障しつつ、効率的な運航を行う我が国の海運業界にとって、一層の競争力強化、船員の労働環境の向上につながることを期待されます。

3. この条約の発効要件は既に満たされており、本年8月20日に効力が発生します。我が国については、批准を登録した本年8月5日から12か月が経過する2014年8月5日に発効します。

4. 我が国で条約が発効すると、一定の日本籍外航船に対し、条約要件への適合性を確認するための法定検査の受検及びそれを証するための海上労働証書の船内備置が義務づけられます。また、日本に寄港する外国籍船に対するポートステートコントロールも開始されることとなります。なお、我が国において条約の効力が生じるまでの期間については、条約に基づく検査に相当する検査（相当検査）を行い、相当証書の交付を行うことにより、既に条約が発効している外国の港におけるポートステートコントロールに対応することとしています。

【問い合わせ先】

国土交通省海事局船員政策課 田中、瀬田

電話：03-5253-8111（内線：45-102,123）

03-5253-8647（直通）

03-5253-1643（FAX）